

24 下水道施設の改築への国費負担の継続について

(国土交通省・財務省関係)

要望内容

下水道施設の改築への国費負担の継続

(要 旨)

本市では、昭和 40 年代から集中的に下水道施設の整備を行っており、築年数の経過により、管路の破損による道路陥没や設備の故障による公共用水域の汚濁等の被害を未然に防止するため、国庫補助制度を活用しながら計画的な改築を進めています。

一方で、国におかれては、平成 29 年度の財政制度等審議会で、下水道事業については、受益者負担の観点から、汚水施設の改築は原則使用料で賄うべきと提示されたところです。

下水道は、極めて公共性の高い社会資本であり、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出するものと整理されており、平成 5 年度には公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されました。

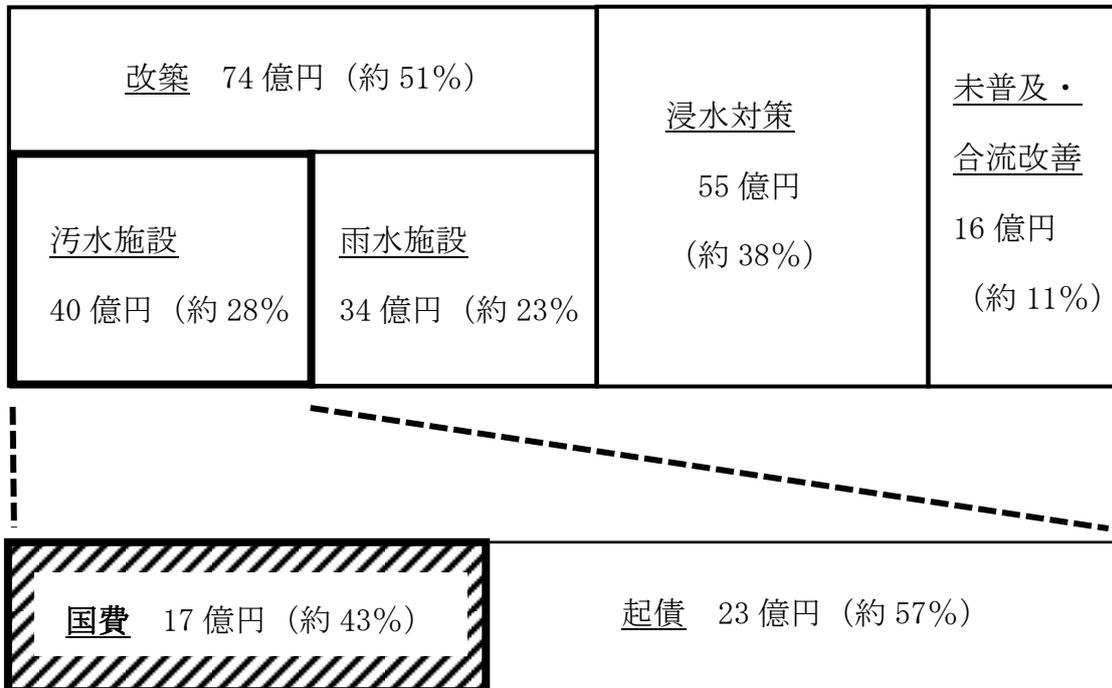
さらに下水道は、生活排水を浄化し海等に放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割が大きな事業であることから、使用料だけではなく公費によっても賄うべきものです。この役割は、施設の新設時も改築時も変わるものではありません。

仮に、汚水施設の改築に対する国庫補助が廃止された場合、下水道使用料の引き上げにつながることになります。また、使用料の引き上げは市民の理解が得難く、引き上げが行えない場合は、施設の改築が滞り、施設の劣化により、市民生活に大きな影響が及ぶおそれがあります。

このことから、市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するために、下水道施設の改築への国費負担の継続について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島市下水道事業中期経営プラン（H28-H31）における改築事業費に占める国費の割合（単年当たり）



↑ 財政制度等審議会において国費の廃止が議論されている部分

- 汚水施設の改築に対する国費約 17 億円は、本中期経営プランにおける使用料収入の約 10%に相当する。
- 今後、老朽化の進行に伴い施設の改築事業費が大幅に増加するため、汚水施設の改築に対する国庫補助の廃止は市民生活に大きな影響が及ぶ。
※ 改築に係る国費の必要額は約 20 年後には現在の約 1.5 倍に増加する見込み